

「製薬業及び製薬物質製造事業 業種 6.8 への奨励付与 (No. S. 1/2549)」

2006 年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資奨励委員会 布告

No. S.1 / 2549

件名： 製薬業及び製薬物質製造事業 業種 6.8 への奨励付与

製薬物質製造事業において、国内現事業の改善、水準を上げるための新事業への投資、製薬過程で使用する薬学技術発展のための事業を奨励することを妥当とみなし、以下改正する。

仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条第 2 段による権限に基づき、委員会は委員会布告 No.2/2543 仏暦 2543 年 8 月 1 日付件名奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の業種 6.8 を廃止し、業種と条件を以下と定める布告を制定する。

業種	条件
6.8 製薬業及び製薬物質製造事	<ol style="list-style-type: none">1. 全ゾーン機械の輸入関税の免除。2. 以下のとおり法人所得税を免除する。<ul style="list-style-type: none">▶ ゾーン 1 に立地する場合 5 年間の法人所得税の免除。▶ ゾーン 2 に立地する場合 6 年間の法人所得税の免除。 工業団地や奨励を受けている地区に立地する場合は 7 年とする。▶ ゾーン 3 に立地する場合 8 年間の法人所得税の免除。3. 権利恩典に関しては投資奨励委員会布告 No.1/仏暦 2543 年により付与するものとする。4. 稼動日より 2 年以内に PIC/S に沿った GMP 水準に達しなければならない。

前事業の改善を行う場合は奨励を受けた建物内に機械を入れることは許可するが、投資資本として法人所得税免除の対象としてはみなさず、発展、技術や事業革新のための投資であっても権利恩典を受けることはできない。

仏暦 2548 年 12 月 29 日より有効である。

布告日 仏暦 2549 年 3 月 20 日

ソムキッド・チャトシーピタク

副首相

委員会議長代理